

登録美術品制度の税制改正に対応した検討（令和２年８月２４日）議事概要

1. 日 時 令和２年８月２４日（月）１４：００～１６：００

2. 場 所 文部科学省５階５Ｆ２会議室

3. 出席者

＜委 員＞ 佐藤座長、小川委員、古田委員、松本委員、内田委員、金子委員、原田委員、名児耶委員、大谷委員、片岡委員、近藤委員、鍋島委員、長谷川委員

＜文化庁＞清水課長、山田調整官、堀補佐、稲畑補佐、松本調査官 他

4. 議事概要

＜文化庁からの説明＞

○資料２に基づき、前回の審議に基づいた検討事項について説明。

＜「登録美術品の対象拡大（存命中の作家の作品を追加）に係る検討事項」について意見交換＞

○資料２に基づき、標記についての意見交換があった。概要以下の通り。

佐藤座長：登録美術品に存命作家を加える際に配慮すべき事項について意見をもらいたい。具体的には何らかの作品が申請された場合は、それに応じて検討の場を設けるのだから、今議論するのはその前提となる大枠の部分となると思う。資料に従って検討したいが、「作品本位で評価すること」については、異論のある方はないと思う。次の資料２の「（２）作品の評価について」についてご意見を頂ければと思う。なお、①の「芸術的・学術的・文化的価値を有していること」については必要な要件だろう。次の②「制作されてから一定期間の年月が経過していること」ということには前回会議で私も含め数名の委員から意見が出された内容だが、これに強い反対意見を述べる方はなかった。やはり「制作されてから一定期間の年限が経過していること」というのは、作品の価値を担保する要件になるのではないかと考える。その期間について、具体的な期間設定はどうか。

原田委員：制作後、一定期間の年月が経過していることについて、存命作家に対して５０年は長過ぎると思う。

松本委員：５０年だと、１９７０年代の作品は対象外となるので、現代美術の公開促進の意義からそれるのでは。年限を設けることに反対ではないが、存命中の作家の作品の評価というを行うならば、多少短くしなければならないのではないかと。

金子委員：存命作家作品を加えることは、やり方によっては現代工芸の振興に役立つもの。美術館に購入予算が無くても優れた作品を公開出来ることにもなる。しかし、制作後20年から50年の経過を前提とすると、現存作家に対象を広げたのに、結果的にそうでないことにならないか。制限がないのもどうかとは思いますが、5年程度にする等、現代作家に広げることの意味があるような配慮が必要では。

片岡委員：50年はさすがに長く、20年でも長いのではないかと思っている。10年あれば一定の評価がされたというように専門家が判断できるのではないか。10年くらいが良いのではないか。

長谷川委員：最初は制作後一定期間の経過は無くてもいいのではないかと考えたが、現代アートの評価の問題としては、やはり5年、あるいは10年というスパンがいいのでは。存命作家で50年経過はリアリティが無い。重要な作品を保持するという意味では、10年くらいが現代アートでは適切なのではないか。

大谷委員：あまり長いのは良くないのではないか。むしろ一定期間内で、第三者的な客観的評価がなされていることの方が重要だと思う。第三者等が主催する展覧会等で評価が複数回行われていることの方が大切ではないか。

内田委員：一定期間を置くこと自体には賛成である。現代工芸では、60前後で人間国宝になることが多いが、そこから良い仕事をする。制作後20年という、人間国宝になる作家でも40歳前後での作品になるが、その頃はまだ技術が未熟である。故に20年だと長いと思う。

佐藤座長：現代作家であることを評価するためには、制作後5年または10年が適当ではという意見が多いようだが。

古田委員：事務局に確認したい。第1回会議の資料4の「1. 概要」に、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」とあるが、この条件はこの議論の前提となるのか。その場合には、「歴史上・芸術上・学術上」という指標はORなのか、ANDの条件か。

事務局：「世界文化の見地から～」の文言は法律に記載されているものであり、議論の前提となる。また、「歴史上・芸術上・学術上」という指標はORである。いずれかを満たしていれば良い。

古田委員：現代美術を評価するにあたり、文化財の評価基準をあてはめるには無理がある。今まさに活躍している人たちの作品をどのように評価するかという検討とは別に、例えば90歳で存命中の作家の50年前の作品も「歴史的に」評価するということがあり得るのか。

事務局：そうした手法もあり得る。例えば、1点の作品の芸術的な価値ではなく、作家の生涯を日本美術史上で検証するような資料群を「歴史上」の価値にウエイトを置いて登録するということもあり得る。

古田委員：現存作家の作品について、「歴史的性」に注目して評価するということも、この制度上では含まれているということか。

事務局：然り。資料群として「歴史的性」の観点で評価することもありうる。

金子委員：「歴史上」「芸術上」「学術上」については現代美術の評価にも適用できるかと思う。70年代の作品も現代美術かどうかという話があったが、現代美術の定義をここで作るのではなく、現存かどうかであるので、その作品ごとに判断していけばよいのでは。

佐藤座長：制作してからの年月は比較的短くするのが良いというのが、大きな方向性のように見受けられるが、一方で、短いと、逆に作品が評価を受けているのか見定めることが出来ない可能性もある。

松本委員：この議論は、現代アートについて、何を念頭に置いているかで違うと思う。各委員が念頭に置いているものが何かをすり合わせるのは難しいが、それによって変わってくると思う。

金子委員：先ほどの発言で想定していたのは、現代工芸。例えば公募展で大賞を取った作品などの基準を置くと便利だが、公募展自体がどのような審査委員によって実施されているかによって異なるため、学術的専門家だけでやっている公募展などの基準を設けることも考えられる。例えば、日本陶芸展で賞を取るような作品は、館に買う体力がないとなると、そのような作家は売る場所がない。年限はなくても良いと思っているが、5年くらいではどうか。5年も待ってられない気もするが、どうバランスを取るかが重要。最低でも5年の期間で良いと思う。

佐藤座長：登録美術品制度は作家の顕彰のための制度ではなく、質の高い美術品について公的な機関で多くの人が観覧できるようにするというのが基本的な趣旨である。現存作家の作品は5年もすれば評価は定まるといった意見が大勢ならば、そのように意見をまとめるが。

松本委員：50年は長い、5年というのは短いという印象を受ける。10年くらいは必要ではないか。

名児耶委員：5年は短すぎると思う。現代作家の書を評価する機会があるが、前衛的な人と伝統的な人の作品は異なる。前者は評価するための情報に乏しい。どれくらいの意義があるのかがわからない。最低10年、あるいはさらにもう少しの期間は必要ではないか。工芸、日本画、油絵等によっても違いが出るが、評価しやすいものもあれば、時間がかかるものもある。ジャンルによって考え方を变えるという手法もあるかもしれない。

長谷川委員：本件は分野によって事情が違おうだろう。評価ということで、大事を取って10年として、今後、様子を見て見直し・再検討ということもあるのでは。

内田委員：現代工芸に限っていえば一定期間が無くてもよいのでは。公開促進が趣旨であるため、非常に優れたもので、公募展大賞などの経歴があれば良いのではないか。最終的には専門家による個々の審査によるものなので、ガイドラインなどを作成していくことになるのではないか。

片岡委員：基準を作るとして、すべての基準をクリアするか否かではなく、いくつかの基準をみつつ最終的には総合的に判断を行うのではないか。制作後10年とっておいて、特別な作品が出てきた場合は、そちらの基準を優先するという事で良いのでは。

佐藤座長：意見をまとめると、原則として10年を経過したものを目安としたい。次に、「③国立館等での展覧会で当該作品の公開実績があること」について議論したい。個人的に、これは広く捉えて良いのではないかと思う。国立館に限定せず、美術館連盟に加盟している館などにしても良いのでは。

松本委員：この基準が緩やかだと、審査の際、この登録美術品調査研究協力者会議が苦勞するのではっきりさせたいが、実際は難しいのではないか。県立や地方館でも回顧展等、しっかりした展覧会をやっているし、海外では、アメリカやドイツ等仕組みが国立でないところもある。国立館を目安の一つとしつつ、ある程度広げながら、最終的には協力者会議の総合判断にならざるを得ないということかなと考える。

金子委員：国立館に限ってしまうと、それ以外の良い館が除かれてしまう。悪用の問題もあるが、学術的な審査委員会による判断が「OK」であればうまくいくのではないか。芸術選奨の審査会などかなりの専門家が集まって決めていく。専門調査会が先にあり、その専門

調査が会議体に報告して決める形式もあり得るのではないか。

事務局：協力者会議での議論を踏まえ、長官が登録決定の可否を判断するプロセスに変更はなく、会議体としては一つ。ただ、これまでは、社会の中で、価値について一定の共通理解がある作品が多かったが、これからは多様な価値観の中で評価しうるものが対象になりうるため、あらゆる申請を想定しなければならない。すべてを協力者会議に諮るのか、ある程度価値の定まったものについて申請が得られるようにするのか。これまでと同じ形を想定すると、制作優秀なもの・特に意義のあるものという基準しかなく、所有者が意義があると思えば申請可能で、それらをすべて協力者会議にかけるのかという問題がある。想定以上に多様な申請がありうるため、ある程度申請者自身が判断できる客観的なものが必要ではないかという視点がある。

松本委員：これまでの協力者会議は、学術的な情報が提示されて判断されていたが、今後税金対策、政治力を含んだ推薦等があるとなると、これまでとは異なり、なかなか辛い状況になるのではないか。これまでとは違った様相になるのではないかという不安もある。

片岡委員：国立館でしばる表現があるが、現代美術の場合は、もしかしたら民間の美術館の方が作品を扱っている可能性がある。シンガポールなどを除けば、中国やタイなどアジア地域でも民間の方が現代美術を扱っている。

金子委員：この制度が広まるのにはいい機会である。制度発足当初は、文化庁主催の鑑定団のようなもので、様々なものについて沢山の問合せがあった。当時、大半は身近に美術館が無い人たちの問合せだった。この制度では、美術館との公開館の合意が事前になる。そこから協力者会議での審議となり、その意味で二重、三重のチェックは出来ている。

長谷川委員：国立館だけでなく、私立館で優れたコレクションを持っているところは見識や流れを持っているので、美術館のクオリティで判断すればよい。主催だけでなく共催展、個展等を対象にするかという点は、国内の公募展だけでは外部評価的に弱いので、対象外とした方がよいのではないか。公開実績についてはあまり細かいことを言っても仕方がないが、一回だけではまずいので、表記としては複数回という言い方でいいのではないか。

佐藤座長：公開実績はその作品が評価されていることの客観的指標になるものですので、公開実績は全く無くていいという意見は無いと認識した。ただ、施設を限定するのは積極的ではないという意見だったように思う。ある程度パーマナントな施設で複数回公開されるといった要件だろうか。

松本委員：公募展はお手盛りとは言わないが、審査員の個性によって決まり、偏りがあることがある。専門的な知見をもった第三者のフィルターを通した展覧会での公開実績が必要ではないか。

古田委員：公開実績については、公募展は対象外ではないか。キュレーションがしっかりした展覧会で、カタログなどで学術的評価がなされていることが必要では。作家が既に評価されていて、評価が公表されるとすぐ対象となりうるという考え方もあるかもしれないが、あくまで作品の評価を重視する方がよい。美術館・博物館での展示という点に加え、しっかりとしたキュレーションがなされている展示という点を重視してはどうか。

原田委員：既に評価を受けている人の作品、例えば大賞をもらっているものなどはフィルターがかかっているので、基準にがんじがらめになる必要はないと思う。ただ、なんでもかんでも申請しないように、最低の基準を決めた方が早いのではないか。

金子委員：公募展は公開実績とは言えない。どれだけ優れた審査をしたと言っても審査員の考えの集合で決めたものなので、本制度における公開実績とは言えないのではないか。

佐藤座長：公募展は外して、博物館・美術館の公開実績を評価する、というのが大きな方向性と認識した。

内田委員：公募展の受賞作はどうか。まるまる外すので良いのだろうか。

佐藤座長：公開とは違った視点で基準として考えることかとは思うが。

金子委員：公募展の審査は、審査員の個性の結果なので、客観的な基準とは質が違うのではないか。レベルの高い賞もあるので、学術的審査をする際の材料とするということではないか。

佐藤座長：公開については、外国、日本の美術館・博物館で公開実績が複数回あること、くらの要件のイメージにしてはと思う。

片岡委員：公開実績に一定程度のスケール感のようなものを含めることは可能か。個人の小さな美術館での公開実績ではないというニュアンスを入れるイメージだが。広く社会に公開された実績があるかどうかという観点、展覧会の認知度等も文言で表現していただけると良いのではないか。

小川委員：展覧会は企画性をもつものと理解しているが、常設展への寄託作品の展示などは含まない等、展覧会というのは何を指すのかは明確にした方が良いのではないか。常設展示を評価しないわけではないが、ただ展示するという場合と、テーマを持って展示する場合など色々ある。

金子委員：美術館の自主企画や拡大常設展のような展覧会も対象にしてよいのではないか。常設でも企画性のあるものは評価できる。

佐藤座長：そこまで限定するのが登録美術品制度になじむのか、という疑問はある。既に寄託されて、常設で展示されていることも評価されているという指標になるのではないか。臨時的でない博物館・美術館で公開された実績があることなど、緩やかに定めておいた方が良いのではないか。

次に、「④作品に関する学術的文献等によって価値が評価されていること」の項目については、いかがか。

松本委員：良い作品なのにまとまった文書がないというものは現代美術では多いので、作家単位での研究結果も加味して、最終的に個々の作品の評価を決めればよいのではないか。

金子委員：公開実績ほど重要な基準にせず、参考にするなど、公開実績とは異なるランクにしておいたらどうか。作家ないし作品をとりあげた学術論文があるというのは、あまり考えられない。あくまで参考でよいのでは。

長谷川委員：学術論文は、現代作家の場合、作家の一定の時期、一定の作風についてのものが基本で、当該の作品について語るのは難しい。アカデミックな論文のほかに、クリティカルエッセイがあるが、これが学術論文かという点と違う。ただ、アートマガジンやクリティカルアンソロジーのようなしっかりしたものに載っているのは評価の対象にすべきでは。

佐藤座長：学術的文献等については、最低限の基準というより、積極的にプラスの評価をするためのものという気がしている。

鍋島委員：書では、存命中で、学術的論文に取り上げられた人がいただろうか、というのが正直なところ。存命中で企画展に取り上げられるのも大変である。この基準を書に当てはまるのは大変である。書の評価は長い年月をかけてなされる。また書の場合、公募展以外の展覧会が少なく、発表の場というとはほぼ公募展なので、そのあたりの事情も加味したい。

佐藤座長：展覧会のカタログに載っているだけでも学術的文献の評価になろうとは思う。

では次に、「⑤その他の要件」として、中長期にわたって公開できる作品である必要性や複製等が多数存在する作品の扱いが挙げられているが、これについてはいかがか。

片岡委員：あえて明言するのは難しい。ケースバイケースで、協力者会議が判断すればよい部分ではないか。

佐藤座長：私もそういう気がしている。

小川委員：協力者会議以前に文化庁に問い合わせがあると思うので、一定の答え方などは持っておくべきではないか。

古田委員：登録美術品は場合によっては物納され、国の所有に帰するのが前提で考えなければならない。その上で、触れないもの、形の無いもので良いのか。公開促進の文脈で見てもらうまででいいのか。収蔵し、保存する観点では別の問題がでる。あるいは、国の財産になることを含めて議論すべきなのか。

事務局：物納後に全く価値がなくなるのは想定されていない。物納後も一定の価値を保ちつつ保存・公開されることが前提となっている。

古田委員：そうすると5年保たない素材で作られた作品などは登録できないのか。

事務局：基準等の中長期の保存公開が可能であることなどの記述を設けることも考えられる。

片岡委員：中長期の保存公開が可能であることは明記できると思うが、パフォーマンスのドキュメンテーションなどもコレクションに加えるような風潮がある中で、作品のメディアによって対象になる、ならないが分けられるのはいかがなものか。

事務局：前回の会議でもご説明させて頂いたところであるが、美術品の美術館における公開の促進に関する法律における定義において、対象は「有形の文化的所産である動産」となっている。

松本委員：有形か無形かと、それがデジタルな画像や動画かどうかは別の話ではないか。デジタル形式であっても、既存芸術と同じものであるという認識で国立美術館も含め、映像を買い始めている。

佐藤座長：この項目については、中長期に公開できるという要件は必要と思うが、メディアについては限定しない、ということになりそうである。

次に、「(3) 作家の評価について」は、いかがか。

長谷川委員：国立館のみではなく、コレクションを有し整理しているところであれば公私立問わず対象としていくのはどうか。作品所有が必要で寄託は含まないという考え方があるようだが、寄託についても、収集委員会も経ており、コレクションリストに掲載されるなど、評価のフィルタープロセスも経ており対象として良いのではないか。

小川委員：寄託の場合は収集委員会を経るという話があったが、自分の居る自治体では違うのでお伝えしておきたい。

佐藤座長：寄託といっても違うレベルのものがあるということかと思う。全体的な意見として、国立館に限ることには意味が無いと理解した。

次に、芸術祭への招聘実績や受賞歴は、必ずしも要件に加えるのが適当かどうか、という面があると思う。

片岡委員：招聘実績や受賞歴は作品の評価としてはともかく、作家の評価としてどうか。そもそも作家の評価自体が難しい。作品の評価よりも優先順位が劣っているニュアンスが伝わるとよいのではないか。

金子委員：作家の評価をしなければ登録しない、というようなことはこれまであったのか。

事務局：ない。

金子委員：では、これまで同様に作家の評価はしなくてよいのではないか。

松本委員：最終的には作品の評価だと思うが、実際の評価の流れとして、必要条件ではないが参考情報として使用されることは考えられるのではないか。

原田委員：作品本位の評価の際に、作家の受賞歴等が語られるのであって、付随情報とすればよい。

佐藤座長：そもそも作品中心で考えるべき、というところから出発している。登録の必須要件ではなく参考情報として扱えばよいのではないか。

次に、「2. 作品を公開する美術館について」について議論したい。これを必要条件とする

のは難しいのではないかと思います、いかがか。

長谷川委員：シンプルに作品を安全な形で展示公開・保管出来る施設設備があることと、そのための担当学芸員が常勤的にいることが要件として必要だろう。

古田委員：確かな学芸員が居る、というのは条件にした方が良いと思う。責任を持てる常勤の専門の学芸員が恒常的にそこにいる、ということでないといけない。ゲストキュレーターのように、現代アートを預かるその時だけ学芸員を配置する、では良くない。

金子委員：博物館相当施設以上ではダメなのか。

事務局：登録博物館・博物館相当施設には実態としては様々な館がある。

佐藤座長：この項目に関しては抽象的な書き方で大まかなイメージを示し、あとは個別のケースで考えるべきかと思う。

次に、「3. その他」については、いかがか。

内田委員：もし悪い業者なら、登録美術品のお墨付きだけを貰った後に取り下げる。もし悪い作家なら、登録美術品の肩書だけを貰った後に取り下げる。あるいは、5年経ったら返してもらって売ったりするケースがあるだろう。

事務局：5年を経ずに登録取消申請されることも有り得る。公開促進制度であるにもかかわらず、一度も公開されることなく評価付けだけされて取り消されるのは避けたいところ。しかし法律上は、いつでも取消申請出来ることになっている。

佐藤座長：悪い業者や、悪い作家は出てくるのは考えておかざるを得ない。資料2「3. その他」で例示されている誓約書に法的な拘束力はあるのか。

事務局：ない。法律上に位置付けられなければ強い規制にはならない。

佐藤座長：誓約書によって、心理的なプレッシャーを持ってもらう、ということになるか。個人的には誓約書くらいは出してもらってもいいのではと思う。

長谷川委員：一定の悪意を想定する必要があるだろう。事後チェックは出来ないか。悪意の登録があった場合、ペナルティを課した方が良いのではないか。明らかな法的拘束力がない以上、正規の書類に誓約書のような曖昧な要素が入ってくるのはどうか。

小川委員：作家が現存している場合は、作品の再制作が出来る。禁止することはできないが、して欲しくはないというのを国として言うかどうか。

金子委員：事情があってもどうしても引き取らざるを得ず、契約解除した場合は、前歴をすべて抹消することはできないか。

事務局：通常、「取消」は、行政上は遡及的に効果がなくなるのだが、美術品の美術館における公開の促進に関する法律の想定問答集では、本法律の「取消」は、「将来にむかって登録の効果を失わせる行為であり、取消前に行われた行為について、その効力を失わせるものではない」とされている。

佐藤座長：登録したら登録したという事実は残るということのようである。現行の法制度が変えられない以上は、我々が出来ることは限られていると思うので、誓約書などで工夫するしかないだろう。

近藤委員：悪意ある申請に対しては、かなり厳しめに対応出来ないかと思う。例えば長谷川委員のご意見のように、公開する美術館の専門の学芸員を必須にし、フィルターをかけるというようなことである。

佐藤座長：本日の審議はここまでにしたい。

事務局：本日頂いた意見を元に、次回までに審議のまとめの骨子案にまとめ、お示ししたいと思う。

以上